

守谷市立御所ヶ丘小学校 学校いじめ防止基本方針

令和8年

I いじめ防止に関する基本的な方針

【いじめの定義】

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

なお、いじめの発生場所は、学校内外を問わない。

【基本理念】

子ども一人一人は、それぞれかけがえのない存在であり、一人の人間として心も体も大切にされなければなりません。子どもの心や体に深刻な被害をもたらすいじめは、絶対に許されない重大な人権侵害行為です。このようないじめを防止し、次代を担う子どもたちが健やかに成長することのできる風土をつくるのが学校の重要課題です。いじめは「いつでも」、「どこでも」、「だれにでも」起こりうるものであるという考えのもと、私たち教職員は、学校の内外を問わず、子どもたちの人権を侵害する行為を許さず、全力でいじめの防止・解決に取り組んでいきます。

II いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめは、人間として許されない、違法行為です。
- 2 いじめは、児童に対して、一定の人間関係にある他の児童によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為で、対象になった児童が心身の苦痛を感じているか、その所有物にダメージを与えられる行為です。
- 3 いじめは、一定の人間関係にある他の児童によって、児童が自分の心身や所有物に危害が及ぶ恐れを感じさせられる行為です。
- 4 いじめは、一定の人間関係にある他の児童によって、児童の学校内での権利が侵害される行為です。

III いじめの未然防止に向けた取組

【授業、学級活動での取組】

- ① 児童と向き合う時間を確保し、児童理解に努めます。
- ② 特別の教科道徳の時間を大切にし、自分自身を振り返る機会をもつようにします。
- ③ 法律の意味や役割について学び、社会のルールを守る姿勢を身に付ける機会をもつようにします。
- ④ 学級活動、道徳の時間において、ソーシャルスキル・トレーニング（SST）、構成的グループ・エンカウンター（SGE）、**守谷市いじめ防止プログラムの授業**を実践します。そして、自分と他人とは思いや考えが違うことに気づき、互いに認め合えるようにします。
- ⑤ 情報教育を充実し、インターネットやソーシャルネットワークシステム（SNS）等の正しい使い方を指導します。
- ⑥ 日常の当番活動、学級活動を通して、責任感や規範意識の高揚を図ります。

【児童会活動・学校行事の取組】

- ① いじめゼロ集会（年に1回）、いじめゼロ週間（年に2回）、いじめをなくすための個人目標の振り返り（月に1回）を通して、いじめに向かわない人格づくりをします。
- ② 計画委員会が Moriya きらめきフォーラムに参加することを通して、よりよい人間関係を形成するためには様々な取組があることを理解する機会をもつようにします。

【教育相談と個別面談】

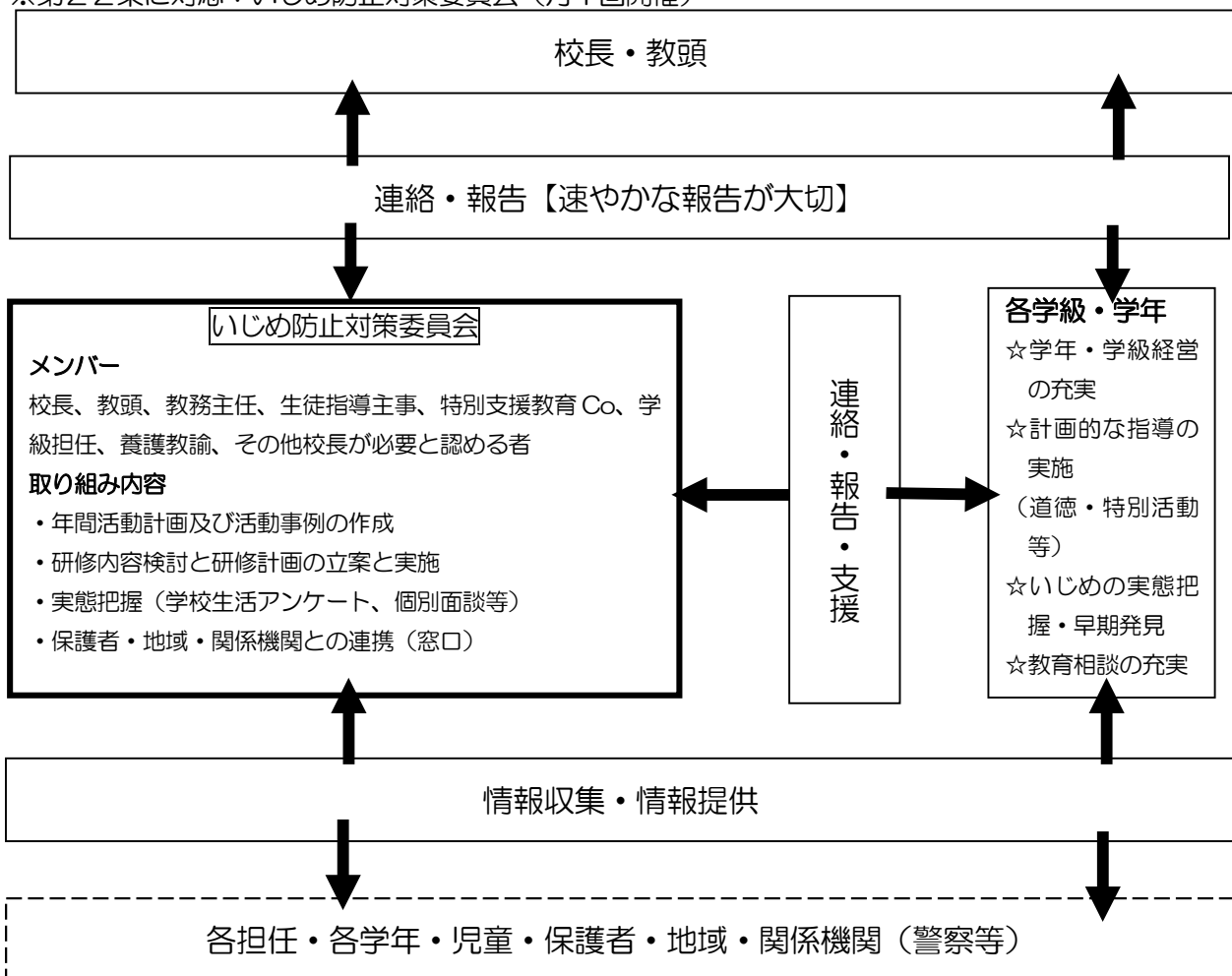
- ① インクルーシブ教育を推進し、児童一人一人の良さに目を向け、認め・励ますことで、自信をもたせ、自他を思いやる気持ちを育みます。
- ② 学校生活アンケート（月に1回）を実施したり、定期的に教育相談の時間を設定したりすることで、児童の声に耳を傾けます

【人権教育】

- ① 「人権だより」を発行し、人権意識の啓発を図ります。
- ② 人権書道、人権標語、人権ポスター等の作成を通して、人権の理解啓発を行います。
- ③ 人権集会（人権教室）を開催し、いじめ防止について児童同士で話し合い、考える場を設定します。

【いじめ問題に取り組むための組織（平常時）】

※第22条に対応：いじめ防止対策委員会（月1回開催）

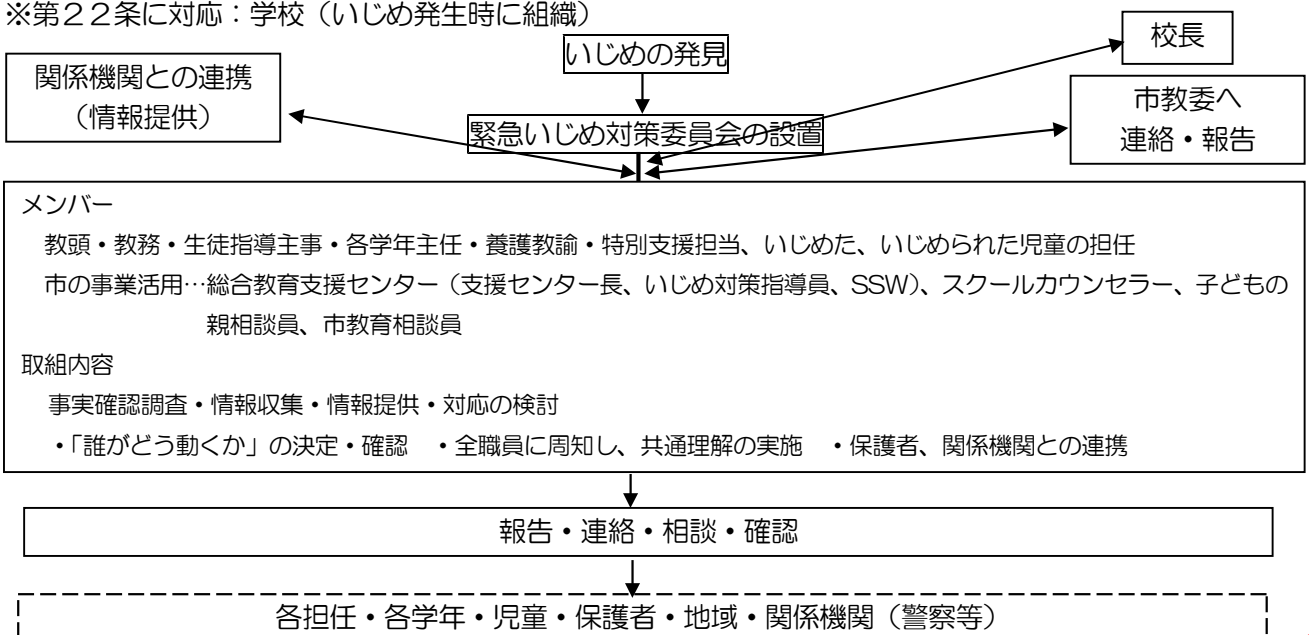


IV 早期発見・早期対応のために

- (1) 学校全体で情報を共有し、対応します。
 - ① 児童一人一人の心に寄り添いながら、守谷型カリキュラムマネジメントに基づいて児童とともに過ごす時間を確保することで、児童の心の小さな変化を把握するよう努めます。
 - ② 学校生活に関する児童を対象としたアンケートを月1回以上実施し、児童の悩みや人間関係の変化を把握します。
 - ③ 校内に「いじめ防止対策本部」（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他必要なメンバーで構成）を設置し、年間計画書に基づいて定期的な協議を行うとともに、全教職員による「いじめ対策会議」における的確な役割分担のもとに、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応、解決にあたります。
 - ④ いじめの認知は、「いじめ対策会議」で判断し、報告します。
 - ⑤ 教職員間の情報交換を密に行い、学級担任が一人で抱え込むことのないようにします。
- (2) 家庭・地域・関係機関との連携し、いじめに気付くネットワークを広げることに努めます。
 - ① 学校の相談窓口を明確にして、家庭からの訴え、地域や関係機関からの情報提供に真摯に耳を傾け、いじめを受けた児童や保護者の立場に立って、速やかに事実確認を行います。
 - ② いじめにかかる情報を関係保護者と共有し、いじめの早期発見・再発防止につなげます。
 - ③ いじめを受けた児童と保護者が気軽に相談できるよう、関係機関相談窓口等を周知します。
 - ④ 犯罪行為として取り扱われるべき内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署と連携して対処し、児童の生命・心身又は所有物に損害が生じないようにします。
- (3) いじめ発生時は、組織で適切に対処します。
 - ① いじめを受けた児童を守り通すことを第一とし、全職員が協力して心のケアに努めます。
 - ② いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続して行います。
 - ③ いじめに関わる情報を関係保護者と共有するために、いじめ対策本部で対処プランを策定し、確実に実行します。
 - ④ 対応支援は、いじめにかかる行為が止んでいる状態が概ね3ヶ月程度継続するまで、いじめを受けた児童のカウンセリングや経過観察を継続します。
 - ⑤ いじめの解消は、児童本人が心身の苦痛を感じていないことを児童と保護者に面談等で確認し、その結果を受け、いじめ防止対策委員会で「解消」と判断します。

◆【早期対応のための学校としての取組】

※第22条に対応：学校（いじめ発生時に組織）



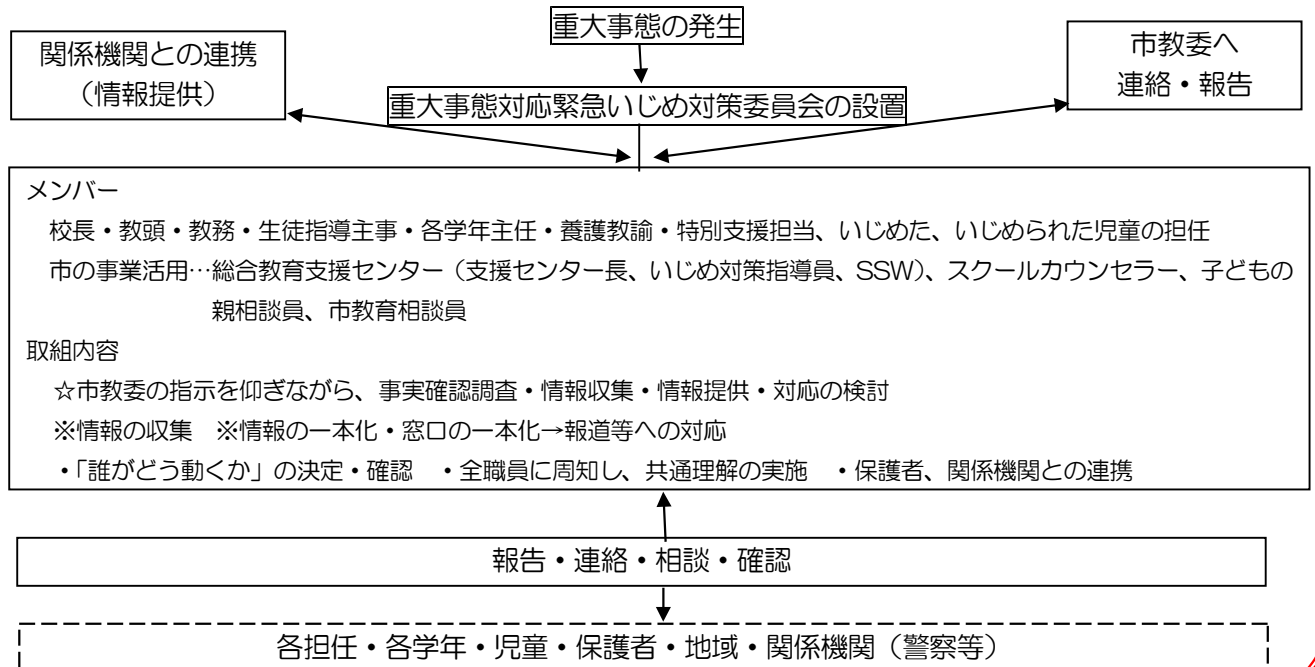
V 重大事態発生時の対処について

○ 児童が自殺を図ったり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は所有物に重大な被害が生じる疑いや、相当な期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、速やかに次の対処を行います。

- ① 重大事態が発生した旨を、守谷市教育委員会に速やかに報告します。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するものの他、第三者からなる組織を設置します。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするためのアンケート及び調査を実施します。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して学校として説明責任があることを踏まえ、事実関係その他の必要な情報を適時・適切に経過報告を行います。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分に踏まえ、対処します。

◆【重大事態発生時のための学校としての取組】

※第28条に対応：学校（重大事態発生時に組織）



VI 教職員の研修の充実のために

【研修計画の立案、実践に結びつく研修の実施】

- ① いじめの防止は人権を守る取組であることから、教職員による体罰や暴言等はありません。そこで、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって指導に当たれるよう、人権に関する研修（教師のコミュニケーション力向上）を行います。
- ② いじめの認知や未然防止、早期発見、早期対応及び解消等に向けた技能の習得、向上を図るために事例研究等の実践的研修を行います。
- ③ 「いじめ防止実践プログラム」に基づいて、学校が楽しく充実している実感が得られるための授業づくり・授業改善研修を行います。
- ④ 最新のインターネット環境や情報機器の特徴、利用方法等について、定期的な研修を行います。
- ⑤ スクールカウンセラーや相談員等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を行います。

【校務の効率化、児童と向き合う時間の確保】

- ① 「いじめ防止」の視点を学校経営、学級経営の中に位置づけるとともに、教育目標の重点化を図ります。

Ⅶ いじめ防止実践プログラムの全体計画

直接的アプローチ	間接的アプローチ
<ul style="list-style-type: none"> 教育相談の実施（保護者，児童） いじめに関する情報の共有 ストレスを抱える児童へのケア いじめを受けた児童への支援 いじめを行った児童への指導 	<p style="text-align: center; border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; background-color: #ffe0b2;">個人への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童とのコミュニケーション 専門機関の紹介（スクールカウンセラー，市総合教育支援センター等） トラブル解決法
<ul style="list-style-type: none"> 学級目標の設定（合意形成） 特別の教科道徳の時間の充実 情報教育（インターネット環境の活用） 教育相談の実施 学年だより等による広報・啓発 	<p style="text-align: center; border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; background-color: #ffe0b2;">学級での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 自尊感情，自己有用感の育成（SST,SGEの実施） 児童の自主的・自治的な活動（係・当番活動） 授業規律の確立 わかる授業，楽しい授業の実践
<ul style="list-style-type: none"> いじめの未然防止の啓発（人権だより） 相談窓口の明確化 保健室（養護教諭），相談室（SC）の充実 いじめ対策本部 いじめ対策会議 いじめにかかる実践的研修 いじめの実態把握 関係機関との連携 	<p style="text-align: center; border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; background-color: #ffe0b2;">学校での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 心安らぐ学校環境の整備 児童主役の充実感・達成感のある学校行事 人権集会（人権教室） スクールカウンセラーや市総合教育支援センター

Moriya きらめきフォーラムへの参加



いじめゼロ集会の開催

